

幼児教育・保育の無償化
(子育てのための施設等利用給付)

— 事務の手引き —

〔私立こども園用〕

Ver. 1 暫定版

令和元年 8 月

習志野市こども部こども保育課

私立こども園の無償化概略について

1号（3～5歳短時間児）3歳児クラス～5歳児クラス

- ・保育料が無償
- ・預かり保育料

保育が必要な子どもは認定（新2号認定）が必要→預かり保育料が月額上限11,300円まで無償化

- ・給食食材料費

年収360万円未満世帯・第3子以降は軽減措置あり

2号（3～5歳長時間児）3歳児クラス～5歳児クラス

- ・保育料が無償
- ・給食食材料費の副食は保育料に含、主食は実費徴収（市が補助し免除）としていましたが無償化により、短時間児と同様に実費徴収

年収360万円未満世帯・第3子以降は軽減措置あり

3号（0～2歳長時間児）0歳児クラス～2歳児クラス

- ・変更なし。（第2子以降の軽減措置は継続）

私立こども園の給付（請求・支払い）等事務について

1. 保育料分

これまでは、各施設で徴収していた保育料分を差し引いた公定価格分を市から各施設へ給付していましたが、無償化後は保育料分も含めて公定価格分を請求に基づき、毎月給付します。

2. 預かり保育料分

【対象】

対象者：新2号認定者（保育が必要な子ども）

3歳児クラス～5歳児クラス

月額11,300円まで無償化されます。

注意：単純に11,300円まで無償化されるのではなく、以下を比較して小さい額が無償化の対象となります。

一例

区分	単価	利用日数	計	補足
国の設定単価	450円/日	15日	①6,750円	
園の設定単価 (例：1日600円)	600円/日	15日	②9,000円	実際支払った額

①と②を比較して小さい額が無償化の対象となります。無償化の対象は①6,750円

→1日あたりの利用額が450円を超えてくると、無償化の対象額は1日450円となります。

注意：預かりにかかるおやつ代は無償化の対象外になります。

◆参考 「保育が必要な子ども」とは（新2号認定）

保育が必要とされる給付認定（新2号認定）を受ける必要があります。

認定を受けるには、昼間を原則として、**月64時間以上の就労など、保育にあたれない要件（①～⑧）**が必要です。

この要件は、これまで、保育所・こども園（長時間児）の支給認定要件と同様です。

事由	
①就労	家庭内外を問わず、日中仕事をしているため、月64時間以上、児童の保育にあたれない。
②出産の前後	母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。（出産予定月の前々月から出産後57日目の月末までが、対象となります）
③疾病又は障がい	疾病、負傷、心身に障がいがあるために児童の保育にあたれない。
④同居親族の介護・看護	同居の親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、その介護のために児童の保育にあたれない。
⑤被災家庭	火災や風水害、地震などの災害復旧のために児童の保育にあたれない。
⑥求職中	求職活動のため、児童の保育にあたれない。 （認定後、60日以内に就労を開始することが条件となります）
⑦就学	就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。（通学にて月64時間以上を満たしていることが条件となります）
⑧育児休業	母親が下の児童の育児のため、上の児童の保育にあたれない。

※在園児については、該当すると思われる子どもについて、認定申請中です。

【請求・支払い】

無償化対象利用者もこれまで通り、一旦施設へ預かり保育料を支払います。

こども園は無償化対象利用者の預かり保育利用について、領収書・提供証明書を発行します。

◇保護者は、四半期ごとに（3か月ごと）請求書に領収書・提供証明書を添えてこども園経由で市へ申請します。

◇幼稚園は、保護者から提出された請求書、領収書、提供証明書をとりまとめ、市に提出します。

◇こども園が預かり保育を実施していない場合又は預かり保育の提供時間や日数が一定の要件に該当する場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が平日8時間未満または年間開園日数が200日未満）は、認可外保育施設等を利用した場合も対象となるため、該当する幼稚園は、保護者から提出された認可外保育施設等の利用分の領収書等も一緒にとりまとめ、市に提出します。・・・市内こども園は非該当です。

【請求・支払いスケジュール】

期	請求目安	支払い目安	備考
10月～12月分	1月1日以降 園でとりまとめるため1月末想定	請求日+1か月以内	
1月～3月分	4月1日以降 園でとりまとめるため 4月20日期限	請求日+1か月以内	卒園児童分も原則こども園で取りまとめてください。
4月～6月分	7月1日以降 園でとりまとめるため7月末想定	請求日+1か月以内	
7月～9月分	10月1日以降 園でとりまとめるため10月末想定	請求日+1か月以内	

【請求等必要様式】※請求者ごとにそれぞれ必要になります。

内容	必要書類1	必要書類2	必要書類3
請求時	施設等利用費請求書 (償還払い用) 参考様式その5	特定子ども・子育て支援の 提供に係る領収書 参考様式その6 〔施設で発行〕	特定子ども・子育て支援 提供証明書 参考様式その7-2 〔施設で発行〕

現在、国が示す参考様式をもとに、市の参考様式を作成中です。「イメージ」と表記しています)

できるだけ事務負担を小さくすることを目的に修正を加えていきます。

今後は、随時情報提供し、無償化実施前までに確定版を送付します。

参考様式を網羅している独自の様式も可と考えています。(応相談)

3. 給食食材料費の積算

これまで(こども園)

1号

給食費(副食+主食)実費徴収

2号

副食・・・保育料に含む(4,500円/月(土曜日利用含))

主食・・・実費負担→市の補助により負担なし

無償化後(こども園)

1号

給食費(副食+主食)実費徴収 ※預かり保育実施時のおやつは別途徴収(無償化負担軽減措置の対象外)

※土曜日の給食提供なし

※長期休み期間中の昼食提供あり(無償化負担軽減措置の対象外)

2号

給食費(副食+主食)実費徴収 ※おやつは副食に含む(無償化負担軽減措置の対象)

※土曜日の給食提供あり

○整理表

内訳	1号	2号
主食	共通	
副食	共通	
おやつ	預かり保育時のおやつは 別途実費徴収 (副食に含まない)	副食に含
食数	週5食	週6食 (利用者により異なる)

1・2号ともに同じ給食を提供している場合、徴収額は同額になると考えられますが、副食におやつが含まれることができるのか、土曜日提供分による食数の違いなどを考慮する必要があります。

無償化後（積算の考え方）

①副食費（おかず・おやつ・飲み物）の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなります。

この際、これまで2号認定子どもの副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があります。

質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するにあたって、この月額4,500円を目安とします。

かかる費用を負担していただく実費負担なので、貰いすぎはないようにしてください。

年間計・・・徴収額≤賄い材料費

②主食費（ごはん・パン・麺）については、運営費補助金（完全給食実施事業）で1食あたり35円の補助をしてきました。今後も減免対象者については同補助を実施していきますので、1食あたり35円を目安に検討してください。

（1食35円を超えると、減免対象者の自己負担が発生します）

※1食あたり35円以内とした場合、減免対象者は自己負担が発生しないこととなります。

※おやつにごはん・パン・麺を提供する場合、かかる経費を算出することが困難な場合は主食に含めてください。

（食材料費設定の考え方 国のQ&Aより）

Q：アレルギーのある児童への除去食や代替食等による対応に要する費用については、別に徴収することが可能なのでしょうか。

A：副食費の徴収額については、施設の子どもを通じて均一とします。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はありません。

Q：児童の欠席や一定期間休園などの場合は、副食費の徴収はどうすればよいですか。

A：副食費の徴収額は、月額を基本とします。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設が予め子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことができます。

なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えありません。

食材料費は月額制を基本としていますが、全く土曜日を利用しない場合や、長期間利用しない場合について、「負担額が同一なのはいかがか」といった意見が寄せられることも想定されます。

食材発注に反映できる範囲で、調整できる場合は減額等の対応を行うことが考えられます。

減額等の調整を行う場合は、ルール作り・周知（例：〇日前までに〇〇の方法で申出する等）が必要となります。

○土曜日分減額方式検証

これまでの保育料 4,500 円に土曜日分は含むとされていますが、土曜日に利用しない場合に減額（1 日当たり 187.5 円とした場合）した場合、月 4,500 円－187.5 円（1 食）×4 日＝3,750 円 となります。3,750 円の人が 7 割 4,500 円（土曜日利用有）3 割となった場合、これまでよりも副食食材料費分としての収入が減となります。

－土曜日分を含めて月額制とした場合（土曜日未利用減額方式の場合）－

	土曜日利用無 7 人	土曜日利用有 3 人	収入計
①これまで共通 4,500 円	4,500 円×7 人 ＝31,500 円	4,500 円×3 人 ＝13,500 円	45,000 円
②無償化後 月額 4,500 円 （187.5 円×24 食） （土曜日含む）	3,750 円×7 人 ＝26,250 円 〔減額措置〕	4,500 円×3 人 ＝13,500 円	39,750 円
③無償化後 月額 5,088 円 （※212 円×24 食） （土曜日含む）	4,240 円×7 人 ＝29,680 円 〔減額措置〕	5,088 円×3 人 ＝15,264 円	44,944 円

※1 食あたり 187.5 円、212 円で賄えるのか検証が必要

○参考

公立保育所は、学校給食の規則の範囲内のため、学校給食と揃えており、日額制としています。

（公立こども園・幼稚園も日額制）

副食 230 円（1 食）土曜日はおやつ提供がないため 210 円

主食 35 円（1 食）

月 20 日換算 副食 230 円×20 日＝4,600 円 主食 35 円×20 日＝700 円

合計月 5,300 円・・・土曜日利用分は追加負担

※利用しない日の 3 日前までに申し出た場合は、発注調整が可能なため、徴収しない

課題：食数管理が難しい。急な利用（前日・当日）に対応できない。

○給食食材料費支払い方法の検討

徴収する食材料費の徴収方法（口座引落・現金徴収）を検討してください。

⇒こども園の場合は、短時間児と同様の扱いが想定されます。

※手数料が発生しない方式を選択する余地があった方がより良いと思われます。

○減免対象者について

これまで実費徴収とされていた 1 号短時間児、無償化により実費徴収とされる 2 号短時間児ともに、以下に該当する場合は減免対象者となります。

食材料費免除対象者については、免除対象者へ通知するとともに、各施設へ免除対象者一覧を提供します。

(減免対象者一覧提供予定時期：9 月末・3 月末予定)

各施設で免除対象者を管理し、免除対象者から徴収しないようにしてください。(主食費 35 円/食を超える場合を除く)

〔減免対象者〕

区分	認定区分	基準
年収 360 万円未満世帯	1 号(新 2 号も含む)	市区町村民税所得割額 77,101 円未満世帯
	2 号	市区町村民税所得割額 57,700 円未満世帯
	2 号(低所得のひとり親世帯・在宅障がい児のいる世帯)	市区町村民税所得割額 77,101 円未満世帯
第 3 子以降	1 号(新 2 号も含む)	小学校 3 学年終了前こどもの数で 3 人目以降
	2 号	小学校就学前こどもの数で 3 人目以降

○保護者への周知について

他の実費徴収と同様に、保護者に対して、施設は予め金額や理由等を書面にて説明し同意を得る必要があります。(同意書の提出を求めるものではありません)

※別紙を修正しご活用ください。

10 月以降の入園(予定)者については、重要事項説明書を修正して副食費の徴収等について記載し、保護者へこれを説明して交付・説明し、同意いただくことが必要となります。

○食材料費の徴収について

食材料費の施設による徴収について、未納者が発生した場合など、滞納債権管理については施設・事業者が対応するものとされています。

◇市町村の関与

【利用調整の実施者として】

副食費の滞納をする場合には、経済的な理由のほか、保護者と施設の間での意思疎通や信頼関係が、何らかの理由で損なわれている等の事情が生じているものと考えられます。このため、利用調整の実施者である市町村は、食材料費の滞納がある保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否等を検討することが求められます。

このプロセスの中で、滞納している食材料費についても保育所への支払いを促すこととなります。

【児童手当支給者として】

児童手当受給者が、児童手当を受給する前に、食材料費の支払いに充てる旨を申し出た場合には、市の判断で、児童手当から徴収することが可能です。

○減免対象者分の給付について

施設で徴収できない減免対象者分の給付は以下の通りとなります。

①副食：公定価格において新たな加算で給付 月額 1 人 4,500 円加算

②主食：市運営費補助金(完全給食実施事業)にて 1 食あたり 35 円を補助

→これまでは 2 号長時間児 3 歳児クラス～5 歳児クラス全員が対象となっていました。

今後は 1 号短時間児・2 号長時間児減免対象者分のみ補助となります。

(減免対象者数) × 給食提供日数 × 35 円 / 1 食

参考：園が定める食材料費が副食 4,500 円 主食 35 円を上回る場合（差額徴収ができるのか）

内訳	食材料費例	徴収予定額	対応
主食	40 円 / 日	5 円 / 日	徴収しないようにしていただきたい（市よりお願い）
副食	5,000 円	500 円 / 日	徴収できない

○食材の発注額と食材の徴収額について

食材料費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとされています。発注額と徴収額に乖離がないように努めてください。

4. その他事務について

①保育が必要な子ども（新 2 号認定）で食材料費減免対象者の預かり保育にかかるおやつ代等について
現行制度では、負担軽減措置の対象外であるため、公平性の観点から課題となっています。

参考：こども園 保護者負担参照

②預かり保育の無償化対象確認について

無償化の対象となるサービス提供事業者が無償化給付の対象となるために、求める基準を満たしていることを把握するため「確認」が必要になります。（10 月 1 日までに確認したことを公表(公示)する必要があります）

確認申請については、別途ご案内します。（こども政策課より）

参考：確認参考様式その 1（共通かがみ）「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」

確認参考様式その 2（預かり保育）「別紙 3 預かり保育事業」

③新規認定手続きについて

④認定の変更申請手続きについて

⑤来年度入園児に係る認定について